

令和8年

4月号

バンバだより

馬場通り交番634-9296

宇都宮中央警察署623-0110

「春の交通安全県民総ぐるみ運動」の実施について

～マナーアップ！あなたが主役です～

1 期間

令和8年4月6日（月）から15日（水）までの10日間

2 重点推進事項

(1) 通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保

- 見守り活動等を通じて通学時間帯の安全を確保し、地域ぐるみでこどもの交通事故防止を図りましょう。
- 歩行者は、横断歩道外の横断や車両の直前直後横断の禁止等の法令を遵守するとともに、横断歩道を渡る・信号に従うといった基本的な交通ルールを守りましょう。
- 高齢者の方は、加齢に伴う身体能力の低下を考えて行動しましょう。
また、安全運転サポート車への乗換えや運転免許の自主返納について、家族と話し合ってみてください。

(2) 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上

- 運転中のスマートフォン等の通話や画像を注視することはとても危険です。
- 車のドライバーは、横断歩道手前での減速義務や横断歩道等における歩行者優先義務など、法律上の義務を遵守しましょう。
道路は「人優先」です。特に、横断歩道では歩行者が優先であることはマナーではなく、ルールであることを理解しましょう。
- 飲酒運転を敢行する悪質危険なドライバーが後を絶ちません。
飲酒運転を「絶対にしない・させない」環境づくりに取り組みましょう。

(3) 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

- 全ての自転車利用者に対してヘルメットの着用が努力義務化されています。
- 特定小型原動機付自転車も、利用する際にはヘルメットの着用と交通ルール遵守を徹底し、交通事故の防止に努めましょう。



【自転車安全利用五則】

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライト点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用